

医療情報取得加算について

当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

医療情報取得加算

初診時（1月に1回）	1点
再診時（3月に1回）	1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用するために、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。